

## 第7節 異業種の銀行業参入等に対する対応

### I 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応 (運用上の指針) (資料10-7-1参照)

#### 1. 異業種の銀行業への参入の動き

平成11年秋以降、イトーヨーカ堂のいわゆる決済専門銀行構想や、ソニーのインターネット專業銀行構想等、事業会社が新銀行を設立する構想が相次いで報道された。

このような動きは、自らの事業と銀行業とのシナジー効果を発揮させようとしたり、自らの情報技術等を銀行業に活用しようとする試みなど、金融システム改革が進展する中で出てきた新たな動きの一つであり、銀行業界における競争の促進、利用者の利便性の向上や金融技術の進展に資する可能性がある。

他方、こうした動きは、資本形態、業務形態、店舗形態の面において従来にない新たな動きであることから、そのことによる銀行の健全性の確保の観点から検討が必要となった。

#### 2. 当局の対応

このような背景の下、12年1月に金融再生委員会・金融監督庁においてプロジェクトチームを設置し、海外調査も含め、様々な観点から検討を重ね、その後、金融再生委員会に検討の場を移し、鋭意、協議が行われた結果、12年5月30日に「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)(案)」を策定し、パブリック・コメントに付したうえ、12年8月3日付で同指針を発表した。同指針の主な内容は以下のとおり。

- ① 子銀行の事業親会社等からの独立性確保
- ② 事業親会社等の事業リスクの遮断
- ③ 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護
- ④ 貸出を行わず資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性
- ⑤ 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護

### II 異業種による銀行業新規参入等の状況 (資料10-7-2参照)

以下の銀行は「運用上の指針」に基づく事業親会社が存在すること、有人店舗を持たず、インターネット・ATM等非対面取引を専門に行う銀行であること等から、法令に基づく審査の他、指針に基づきその内容の確認を行い、免許を付与した。

銀行名	免許付与	営業開始日
イーバンク銀行	平成13年7月6日	平成13年7月23日